

上峰町民センターWi-Fi 環境整備業務委託仕様書

1 業務名

上峰町民センターWi-Fi 環境整備業務委託

2 目的

本事業は、町民センターの利用者にスマートフォンやタブレット端末等の情報通信機器を利用した生涯学習の場を提供することを目的とし、もって、利便性向上や安心・安全な暮らし、地域活性化に寄与するとともに、災害発生時には多数の避難者の情報伝達手段としての環境を整備する。

3 契約期間

契約締結の日～令和3年9月30日

4 業務場所

佐賀県三養基郡上峰町坊所319番地4 上峰町民センター内

5 業務内容

(1) 業務場所及びアクセスポイント数

上峰町民センター（佐賀県三養基郡上峰町大字坊所319番地4）10台

(2) ネットワーク要件

各無線アクセスポイントから公衆用 Wi-Fi 及び管理用（業務用）Wi-Fi を発信する構成とすること。

(3) Wi-Fi 及び関連設備の基本仕様

- ① 利用者が安心安全、快適に接続できるものであること。
- ② 本町が指定する SSID を用いること。（別途協議します。）
- ③ アクセスポイントは、次の機能を満たすこと。
 - ・ 周波数は、2.4GHz 帯及び 5GHz 帯の両方に対応すること。
 - ・ 規格は、IEEE802.11ax に対応すること。
 - ・ WPA2(PSK)にて暗号化された通信とすること。
 - ・ 1台当たりの同時接続台数は、100台以上の能力をもつこと。
- ④ Wi-Fi 利用状況等について、本町が活用できるよう利用ログの蓄積が行えること。また、本町にて自由にログの活用が行えること。
- ⑤ アクセスポイントの利用時間制限ができること。また、本町にて容易に設定変更ができること。

- ⑥ 有事の際（大規模災害はもとより大雨等にて避難所を開設した場合も含む。）は、認証をはじめとした各制限を本町にて容易に解除実施できるものとする。
 - ⑦ 認証完了後、本町が指定する Web サイトの表示を行えること。また、災害時は、災害用の Web サイトを表示させる機能を有すること。
 - ⑧ ネットワーク障害の原因となりうる異常な負荷が発生しないよう、利用者端末単位での接続管理が可能であること。
 - ⑨ 設置場所の景観を損なわないように設置すること。
- (4) セキュリティ対策
- ① 同じアクセスポイントに接続した端末間での通信が行えないこと。
 - ② 認証方式は、不正利用防止及び利用者の利便性の観点から、SNS アカウントを利用した認証方式及び利用していることの確認を含めたメール認証方式のいずれかとする。
 - ③ 有害サイトへのアクセス制限等のフィルタリングが行えること。
 - ア. 青少年の有害なサイト（暴力、アダルト、ギャンブル等）
 - イ. 子どもに対する性的な虐待や児童買春等の犯罪を助長する
- (5) 導入試験仕様
- ① アクセスポイントごとに電波測定を実施し、電波強度を作成し提出すること。
 - ② 接地したアクセスポイントごとにインターネット接続速度試験（上り／下り）を実施し、測定結果を提出すること。
- (6) 運用保守に係る業務
- 障害発生時、災害時の対応体制、定期保守についての提案をすること。
- (7) 業務実績報告について
- 業務完了時には、次に掲げる紙媒体を正副 1 部ずつ及び電子データを提出すること。
- ① 業務完了報告書（実績報告書）
 - ② 設備台帳（ネットワーク構成図（論理／物理）、ポート収容表、電源系統図、機器管理表、機器仕様書、機器取扱説明書）
 - ③ 機器設置位置図、屋内配線ルート図、屋外配線ルート図
 - ④ 施工写真
 - ⑤ 試験成績表
 - ⑥ その他本町が必要と認めた資料

6 その他

- (1) 本業務で取得した財産（調達機器類）は、設定情報を含め本町へ帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施により生じた著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本町へ帰属するものとする。
- (3) 業務実施にあたっては、本町の関連部署と十分な連絡・調整を行い、円滑な業務遂行を図るものとする。
- (4) 業務遂行状況に関して、本町から作業状況の報告が求められた場合は、速やかに作業状況を報告すること。
- (5) 本業務に係る調査、設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要となる全ての費用については、委託料に含むものとする。ただし、電気代及び施設使用料については、委託料に含まず本町の負担とする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上決定するものとする。